

意見公募手続を実施しなかった場合

1 規則等の題名

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

- 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）

3 規則等の制定日

令和5年6月27日（火曜日）

4 結果公示の日

令和5年6月27日（火曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

改正法により、原動機付自転車に係る定義が改正されることに伴う用語の整理であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更に応当するため。

7 規則等の概要

- 高知県警察組織規則の一部を改正する規則
- 新旧対照表

8 参考資料

9 担当課・連絡先

- 高知県警察本部警務部警務課企画係
TEL：088-826-0110（代表）

10 備考

公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年6月27日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第12号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）
の一部を次のように改正する。

第63条第2項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」
に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

新旧対照表

新

高知県警察組織規則（抜粋）

（運転免許センターの職）

第63条 聴聞官、安全運転支援室長及び講習指導官には、警視又は警部をもって充てる。

2 聴聞官は、上司の命を受け、運転免許センターの所掌事務のうち、自動車及び一般原動機付自転車の運転免許に係る行政処分に関する事務並びに特定の事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

3・4 略

旧

高知県警察組織規則（抜粋）

（運転免許センターの職）

第63条 聴聞官、安全運転支援室長及び講習指導官には、警視又は警部をもって充てる。

2 聴聞官は、上司の命を受け、運転免許センターの所掌事務のうち、自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る行政処分に関する事務並びに特定の事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

3・4 略